

就業規則

第●●条（ソーシャルメディア利用上の禁止事項）

- 1 職員は、勤務時間内外を問わず、電子掲示板や Google が提供する各種サービス、ブログ、Facebook、Twitter、Instagram、YouTube などのソーシャルネットワーキングサービス、その他のソーシャルメディアにおいて発信する際、以下の発信を行ってはならない。
 - ① 当法人、当法人の関係者（患者、患者の家族などの関係者、当法人の役員、職員を含む。以下同様。）などの他者に対する誹謗中傷、プライバシー侵害その他の権利侵害に当たる内容を発信すること。
 - ② 当法人の技術上、営業上、経営上の一切の情報を発信すること。
 - ③ 当法人の関係者などの他者に関する情報（写真、動画を含む。）を、本人の許可なく発信すること。
 - ④ 人種、宗教、性別などに関する誹謗中傷、特定の個人のプライバシーを侵害する内容、わいせつな内容を発信すること。
 - ⑤ ソーシャルメディア利用ガイドラインに違反した発信を行うこと。
 - ⑥ その他、当法人の職員としてふさわしくない内容であると当法人が判断する発信を行うこと。
- 2 職員が、前項の禁止事項に違反した場合には、懲戒処分を行うことがある。
- 3 職員は、当法人から、自身の発信が、第 1 項各号の発信に該当する可能性がある発信であると指摘された場合には、直ちに発信内容の削除を行うことを含め、当法人からの要請に従うものとする。